

○○漁業協同組合一共第〇号第一種共同漁業権行使規則例

(令和5年1月30日一部改正)

沿革 年 月 日 認可  
( 年 月 日 変更認可)

(趣旨)

第1条 この規則は、この組合の有する一公共第〇号第一種共同漁業権（以下「一公共〇号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めるものとする。

（注） 共有漁業権の場合は、「この組合の有する」とあるのは、「この組合が○○漁業協同組合及び○○漁業協同組合と共有する」とすること。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 一公共〇号の内容である次の表の左欄の漁業について、その漁業の組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄のとおりとする。

漁業の名称	資格
あわび漁業	個人である正組合員（又は組合員）であつて、理事会の承認を受けた者であること。
○○○漁業	個人である正組合員（又は組合員）であること。
○○○漁業	個人である正組合員（又は組合員）であつて、○○に住所を有する者であること。

（注）1 漁業の名称は、免許の内容となっている漁業の全部を記載すること。

- 2 あわび漁業については資格者として「理事会の承認を受けた者であること。」を規定すること。
- 3 組合地区と関係地区が異なる場合には、資格として「○○（関係地区の名）に住所を有する者であること。」を規定すること。
- 4 東日本大震災の被害によって一時的に避難生活をしている組合員が、震災前の関係地区での操業を継続する意志を示している場合には、同地区に住所を有している者として取り扱うことは差し支えないが、必要に応じ「平成23年3月11日の時点において○○に住所を有していた者であって、理事会の承認を受けた者であること」等の規定を設けること。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する者が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条の規定により組合員行使権を有する者は、当該資格に係る組合員行使権の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(禁止区域)

第4条 一〇号の内容となっている漁業について、次の表の左欄の地区内に住所を有する者は、それぞれ右欄の線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域外においては、当該漁業を営んではならない。

地 区	線（操業できる区域）
○○市○○	次の点を順次に結んだ線 ○ ○ ○及び○

(注) 共有漁業権などで、この禁止区域が行使者全員に適用される場合は、この条文を「一〇号の内容となっている漁業は、次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域外においては、営んではならない。」とすること。

- 2 理事は、水産動植物の保護培養又は漁業調整上必要があると認める場合は、一定の区域内において、特定の漁業を禁止し、又は行使者を制限することができる。
- 3 前項の規定により、理事が特定の漁業を禁止し、又は行使者を制限しようとする場合には、これを公示しなければならない。

(漁業を営むべき期間)

第5条 次の表の左欄の漁業は、それぞれ右欄の期間中でなければ営んではならない。ただし、理事は水産動植物の保護培養又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業を営むべき期間を制限することができる。

漁業の名称	期間
○○○漁業	○月○日から○月○日まで
○○○漁業	○月○日から翌年○月○日までの 期間内で理事が定める日

- (注) 1 漁業の名称は、免許の内容となっている漁業の全部を記載すること。
- 2 期間は、実際に営む期間を記載すること。
- 2 前項の規定により、理事が日を定め、又は期間の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄の水産動植物はそれぞれ右欄の大きさのものを採捕してはならない。

名 称	大き さ
○○○	大きさ○センチメートル以下
○○○	大きさ○センチメートル以下

- (注) 1 岩手県漁業調整規則で制限している内容と同じものであっても記載すること。
- 2 それぞれ大きさを示す指標（殻長等）を記載すること。

(漁具の制限)

第7条 次の表の左欄の漁業は、それぞれ右欄の漁具以外の漁具を使用して営んではならない。

漁業の名称	使 用 で き る 漁 具
○○○漁業	○○○、○○、○○○
○○○漁業	○○○、○○、○○○

(漁具の所持禁止)

第8条 次の表の左欄の漁業に従事するときは、右欄の漁具を所持してはならない。

漁業の名称	所持できない漁具
○○○漁業	○○○

(注) 又は、「第8条 前条の左欄の漁業に従事する場合は、それぞれ右欄の漁具以外の漁具を所持してはならない。」としてもよい。

(使用漁船及び従事者等の制限)

第9条 次の表ア欄の漁業は、イ欄の漁船、ウ欄の従事者及びエ欄の操業の範囲内でなければ、営んではならない。

ア 漁業の名称	イ 漁 船	ウ 従 事 者	エ 操 業
○○○漁業	総トン数 ○トン以下	正組合員又はその者と生計を共にする同一世帯に属する者であって○人以下	准組合員に限り毎年第〇回目の口開日以降

2 使用漁船には、吃水線上の外舷に別記様式による標識を表示しなければならない。

(注) 船体に標識を表示する場合は、隣接組合と打合せの上定めること。

(漁獲物の陸揚げ等の制限)

第10条 理事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合は、漁獲物の陸揚場所を指定し、又は一日当たりの陸揚回数及び数量を制限することができる。

2 前項の規定により、理事が漁獲物の陸揚げ等の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

(種苗供給等の適用除外)

第11条 この規則のうち漁業を営むべき期間、使用漁船及び従事者、水産動植物の種類、大きさ若しくは採捕の区域又は水産動植物の採捕に使用する漁具、漁法若しくは漁具の所持についての制限又は禁止に関する規定(ただし、岩手県漁業調整規則及び一〇号の免許の制限又は条件に係るものを除く。)は、増養殖用の種苗の供給(自家用を含む。)又は移植のため採捕する場合であって理事が必要と認めたときは、適用しな

い。

(報告徴収等)

第12条 組合は、漁業権の適切な管理及び行使を図るため、当該漁業を営む者から必要な報告を徴し、理事、漁業監視員又は職員（以下「理事等」という。）をして漁場又は船舶に臨んでその状況を隨時検査しなければならない。

- 2 当該漁業を営む者は、前項の規定による理事等の検査を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び漁獲金額について、毎年○月末までに、組合に報告しなければならない。

(注) 操業日数は、操業期間としてもよい。組合が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

(理事の決定)

第13条 この規則の規定により理事が定める事項については、理事会の議決によって決めなければならない。ただし、あらかじめ理事会において特定の理事にその決定を委任した事項については、この限りでない。

- 2 理事は、一共○号の管理及び行使に関する事項を決める場合は、あらかじめ（この漁業権を共有する漁業協同組合の）理事及び当該漁業を営む者の中から選任された委員をもって構成する一共○号漁業権（連合）管理委員会の意見を聴かなければならない。

- (注) 1 ( ) 内は、共有漁業権の場合に限り記載すること。  
2 第2項は、単独又は複数の組合で管理委員会を設置する場合に限り記載すること。  
3 管理委員会（連合管理委員会を含む。）の設置にあたっては、別途規程を設けること。

(漁業権管理費の負担)

第14条 一共○号の内容となっている漁業を営む組合員は、当該漁業権の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。ただし、この組合が特定の漁業について、行使料を免除した場合は、この限りでない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	区分	単位	行使料の額
○○漁業	正組合員	年間	○○円
○○漁業	准組合員	年間	○○円
○○漁業	○○に住所を有する者	年間	○○円
○○漁業	○○	○○	免除

3 行使料の額、徴収時期、徴収方法及び行使料を免除する漁業は、総会又は総代会で定め、これを公示しなければならない。

(注) 1 総会又は総代会の記載は、該当するものを記載すること。

2 経費を賦課する場合は、水産業協同組合法第22条の規定により定款に定める必要があり、その額及び徴収の方法は同法第48条第1項第4号及び第9号の規定により、総会の決議を経なければならない。

3 漁業権の管理目的以外で経費を賦課する場合には、行使料として徴収することは適当ではなく、水産業協同組合法に基づく賦課金として適切に対応すること。

#### (違反者に対する措置)

第15条 組合員又はその従事者（組合員と生計を共にする同一世帯に属するものを含む。以下同じ。）が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の处分又はこの規則に違反したときは、理事は、当該組合員に一  
共○号の行使をさせないことができる。

2 組合員又はその従事者がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

3 理事又は組合は、前2項の処分をしようとするときは、当該処分の相手方にその旨を通知し、その者又は代理人が理事会において弁明する機会を与えるものとする。

(注) 過怠金を科す場合は、水産業協同組合法第23条の規定により定款に定める必要がある。

#### (補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、規程で定める。

2 前項の規程は、総会、総会の部会又は総代会の議決を経なければなら

ない。

(注) 1 総会、総会の部会、総代会の記載は、該当するものを記載すること。

2 規程で定めることができるのは、この規則の実施規定だけであり、規則で定めるべき内容を定めることや規則の内容の上乗せ措置を規程で定めることはできない。

別記様式（第9条関係）

(注) 船体に標識を表示する場合は、隣接組合と打合せの上定めること。